

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電気通信事業者における検閲に関する質問主意書(原口一博提出)

我が国産業の国際競争力の低下に関する質問主意書(原口一博提出)

九州新幹線西九州ルートの整備費負担に関する質問主意書(原口一博提出)

フラット35の不正融資問題に関する質問主意書(原口一博提出)

日本航空百二十三便の御巣鷹山墜落事故に関する質問主意書(原口一博提出)

TSMC及びJASMに対する支援等に関する質問主意書(原口一博提出)

永住許可要件の大幅緩和に関する質問主意書(島田洋一提出)

「海洋大国日本」の実現のため排他的経済水域を守り抜くことに関する質問主意書(松原仁提出)

議事日程

一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第三号 令和七年一月二十八日(火曜日) 午後一時開議

一 国務大臣の演説に対する質疑(前会の続)

参議院

議事日程

一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第二号 令和七年一月二十八日(火曜日) 午前十時開議

第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

人事異動

内閣

(警察庁警備局付) 警視監 河原 雄介

内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣情報調査室)に併任する

(警察庁警備局付) 警視長 佐藤 隆司

内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣情報調査室)の併任を解除する(以上一月二十七日)

国土交通省

新井 剛 藤澤 治奈 近藤 広紀

定行 泰甫 山田 純平 吉田 智也

池木 俊博 戸野由紀子 橋本恵美子

山田 明 神本 文子 福井 勝也

令和七年不動産鑑定士試験論文式試験試験委員に任命します

任期は令和七年十月三十一日までとします(各通)(一月二十七日)

皇室事項

行幸

天皇陛下は、一月二十四日午後零時四十一分御出門、第二百十七回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂(千代田区)へ行幸、同一時二十分還幸になった。

御答信

天皇陛下から令和六年十二月四日フイジー大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月九日御答信があった。

天皇陛下から令和六年十一月二十七日モーリタニア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十七日御答信があった。

御答電 天皇陛下から令和六年十二月十七日カタル首長殿下へ発せられた御祝電に対し、一月八日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

大阪法務局所属公証人山根英嗣は願により公証人を免ぜられた。

永幡無二雄は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人山根英嗣の後任を命ぜられた。(以上一月十七日)

大阪法務局所属公証人玉置俊二は願により公証人を免ぜられた。

花崎政之は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人玉置俊二の後任を命ぜられた。(以上一月二十日)(法務省)

公告

諸事項

工場財団

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号ユニチカ株式会社(以下「ユニチカ」)の工場財団に愛知県岡崎市日名北町4番地2ユニチカ株式会社岡崎事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る不動産につき権利を

裁定表記載公告

令和7年1月29日

下記の通り、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第3項の規定により、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 名古屋地方検察庁 令和6年第2号

2 支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日 令和7年1月29日

3 この公告に関する問い合わせ先 〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号 名古屋地方検察庁被害回復事務担当

電話番号 052-951-1490 (被害回復事務担当)

この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○ 上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

5. 上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の5第6項の権利を有する者は、令和7年7月30日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第4号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第4課に提出されたい。

6. 前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除外される。

4. 取戻しをしようとする供託金の額 15,000,000円

関東財務局長 田黒 克幸

有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年1月29日 名古屋法務局岡崎支局

愛知県岡崎市日名北町4番地1日本エスエル株式会社(以下「エスエル」)の工場財団に愛知県岡崎市日名北町4番地1日本エスエル株式会社岡崎工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る不動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年1月29日 名古屋法務局岡崎支局